

## 座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会規則

(平成 24 年 3 月 30 日規則第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、座間市附属機関の設置に関する条例(昭和 48 年座間市条例第 48 号)第 3 条の規定に基づき、座間市立保育所の民間移管に係る選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 選定委員会は、座間市立保育所の民間移管実施に当たり、市長の諮問に応じて施設及び運営を移管される法人等の審査選定を行い、その結果を報告する。

(委員)

第 3 条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 保育に関する学識経験を有する者
- (2) 社会福祉法人等の財務会計に関する専門知識を有する者
- (3) 子育て関連団体に所属している者
- (4) 市内の私立保育所又は幼稚園の代表者
- (5) 民生委員児童委員
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、諮問に係る報告が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会は、委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者への出席を求め、その説明又は意見を聴き、若しくは資料の提出を求めることができる。

(遵守事項)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。又その職を退いた後も同様とする。

(除斥)

第7条 委員が所属、又は関係する法人等は、移管先の公募に応じてはならない。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則公開とする。ただし、会議において、座間市情報公開条例（平成16年座間市条例第17号）第7条各号の規定に該当するおそれがあると認める情報に関しては、その会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。